

第23期 第3回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 録

日 時 : 令和7年8月6日(水)
午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町19
和歌山県薬剤師会館2階 中会議室

第23期第3回和歌山海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 : 令和7年8月6日(水)午後1時30分から

2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 2階 中会議室
(和歌山市雑賀屋町19)

3 議 題 :

- (1) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- (2) ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について(指示)
- (3) その他

4 出席者

(委員)

松村徳夫、田伏英雄、橘 智史、市川智司、澤田好史、藪江津子、嶋田和紀、
山本 薫、東 敏之、山口太志、片谷 匡、杉本武雄、堅田隆弘(議席番号順)

(県)

島村資源管理課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、古川主任、戸瀬主査、
大槻副主査、奥山副主査、大橋主査、南主任、木下主任、

(海区委員会事務局)

島村事務局長、山田書記

5 議事内容

(午後1時30分 開会)

山田書記

定刻となりましたので、只今から第23期第3回和歌山海区漁業調整委員会を開催します。本日は、吉田委員、田嶋委員がご欠席されていますが、13名の委員にご出席いただいております、出席委員が過半数に達しておりますので、委員会規程第6条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、松村会長からご挨拶をお願いします。

松村会長

皆様こんにちは。第23期第3回の委員会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しいところ、ご足労いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成29年8月から始まった黒潮の大蛇行の流れが大きく変化し、本年6月ごろから紀伊半島に接岸する形となっております。この影響か、春先は豊漁傾向であったカツオ漁なども漁獲のペースが近年を下回ってきている状況です。

その他の漁業においても、流れが大きく変わったことにより何か漁獲状況が劇的に良くなったとの声もいまだ聞こえてこないのが現状ですが、今後秋漁を迎えるにあたり、網漁業や釣り漁業などすべての漁業が好漁となることを期待したいと思っております。

本日の議題は知事からの諮問が1件、委員会指示が1件及びその他となっておりますので十分にご審議をお願いいたします。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいた資料としまして、まず、議事次第がございました。

続きまして、右上に資料1と書かれている「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」の資料がございました。両面刷りで7ページまでございます。

続きまして、右上に資料2と書かれている「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」の資料がございました。両面刷りで13ページまでございます。

続きまして、事前に郵送はしておりませんが本日机の上に配布しております資料として、右上に資料3と書かれている「和歌山海区漁業調整委員会指示一覧」の資料がございました。両面刷りで12ペー

ジまでございます。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでしょうか。

おそろいでない場合はお申し付けください。

それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長よろしくお願ひします。

松村議長

これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

市川委員、澤田委員をお願いします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

大槻副主査

資源管理課の大槻です。

小型定置網漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について説明します。

知事許可漁業については、新たに許可をしようとするときは、和歌山県漁業調整規則（以降、「規則」といいます。）第11条第1項の規定に基づき、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格のことです。

今般、許可の有効期限が令和7年11月17日で満了する小型定置網漁業について、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるため、規則第11条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会へ諮問するものです。

まず、資料1の1ページは諮問文、2ページが公示案、3ページから4ページまでが漁業の許可方針、5ページから7ページまでは漁業調整規則の抜粋となっています。

それでは、2ページの公示案について説明します。

1で、制限措置の内容である漁業種類、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期及び漁業を

営む者の資格について、許可方針に基づき記載しています。漁業種類は、雑魚(ぎつぎょ)小型定置網漁業です。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、1としています。

推進機関の馬力数については、定めなし、としています。

操業区域としまして、漁場の位置は和歌山市新和歌浦地先であり、その区域は、記載しております、次の漁業基点第25号、ア、イ及び漁業基点第25号の各点を順に結んだ線によって囲まれた区域です。

漁業時期は、1月1日から12月31日までです。

漁業を営む者の資格は、漁船使用に関する項目と、漁業の根拠地を和歌山県内に有することを記載しています。

なお、操業区域が共同漁業権漁場内となっていることから、漁業を営む者の資格として、操業区域の漁業権を行使できる漁協に所属する組合員であることを追加で記載しています。

次に、「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、規則第11条第2項で「申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において知事が定める期間」と規定されています。ついては、当委員会から答申をいただいて公示をした日以降、公示案に記載のとおり、1か月を申請期間とします。

次に、「3備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとし、4ページの許可方針の第8に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

最後に、公示につきましては、県のホームページに掲載します。以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

松村議長

ありがとうございました。

ただ今、第1号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第1号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

意義ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

山田書記

遊漁者等によるひき縄釣りに係る委員会指示(案)について説明いたします。資料2の1ページ目の四角囲みの中をご覧ください。

まず、この委員会指示が発出された経緯を説明いたします。

従来、本県において、遊漁者によるひき縄釣は、和歌山県漁業調整規則により全面的に禁止されていましたが、平成27年10月1日の規則改正により、紀南地域の海域、具体的には白浜町市江崎から南西の線以南の海域において、遊漁者のひき縄釣が解禁されました。

しかし、これに伴う無秩序な遊漁者のひき縄釣による混乱を避けるため、同日付けで委員会指示を発出し、遊漁者のひき縄釣については委員会の承認が必要となっております。それ以降、関係漁協の同意を得たトローリング大会や遊漁船業等、漁業調整上支障のない場合に限って委員会が承認しています。

本日は、現行の委員会指示の有効期間が本年9月30日に満了するため、引き続き委員会指示を発出することについてご審議いただくものです。

それでは、まず直近の承認実績を説明させていただきます。1ページ目の続きをご覧ください。直近3か年のトローリング大会の実績を資料にしています。令和4年度は3件、令和5年度は5件、令和6年度は11件の承認をしております。このうち、悪天候で開催中止となったものもございまして、開催実績としては、それぞれ3件、4件、9件となっております。開催期間は6～8月となっており、7月を中心に、通常はすさみ漁港、串本漁港を主な根拠地としてトローリング大会が開催されています。採捕の実績ですが、トローリング大会では、カジキ類に限って採捕を承認しておりますので、採捕数はカジキ類の種類別の採捕実績をまとめたものです。直近3か年ではクロカジキ、シロカジキ、マカジキ、バショウカジキが水揚げされていますが、最も採捕数が多いのはクロカジキとなっております。採捕海域については、白浜町の市江崎灯台中心点から南西の線以南となっております。ただし承認の際に県が設置した表層型浮き漁礁から半径1マイルの範囲は除くとしております。

資料2の2ページ目をご覧ください。委員会指示(案)について説明させていただきます。内容については、現在実施しているトロー

リング大会の主催者等関係者にはすでに指示内容が浸透しているため、前回の指示から内容の変更は行われておりません。

概要についてまず冒頭を朗読します。「和歌山海区漁業調整委員会指示第5号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。令和 年 月 日、和歌山海区漁業調整委員会会長 松村徳夫」となっており、日付については、県報掲載日となります。

以下、続いて概要を説明します。「1 定義」につきまして、「ひき縄釣」とは釣糸及び釣針を船舶によってひきまわして行う漁法を言います。

「2 採捕の承認」について、「ひき縄釣」を行おうとする者又はトロリング大会を開催する主催者は承認を得なければならないとなっております。一方、漁業者や漁業従事者が行う、漁業としてのひき縄釣りにつきましては承認は不要となっております。

「3 承認の基準」承認するための満たすべき条件を記載しています。和歌山県内の漁港等を根拠地とし、その日のうちに帰航することや採捕区域における海面利用について関係漁協の同意を得ること、採捕期間は連続5日以内であること。採捕する水産動物は資源保護上、漁業調整上支障がないことが規定されています。

3 ページ目に移っていただきまして、「4 承認の条件」ですが、（1）の法令等を遵守させる義務については、採捕者は漁業調整規則等の法令を遵守しなければなりませんし、大会の主催者は採捕者に対して法令遵守を指導しなければなりません。（2）、（3）につきましては、使用する船舶は、委員会が指定する旗を掲げることや採捕終了後は採捕実績を委員会に報告することとなっております。（4）につきましては、漁業者の操業を妨害しないこと、（5）は資源保護上や漁業調整上必要と認めるときは、承認を取消すこと（6）はこれ以外にも委員会が必要と認める場合は更に条件を付することが規定されております。

「5 取扱要領」として、実際の承認事務を行うにあたりひき縄釣採捕承認事務取扱要領を定めること。

最後に「6 指示の有効期間」は令和7年10月1日から令和9年9月30日の2か年となっております。

続きまして、ひき縄釣の採捕承認を行う際の事務を円滑に進めていくために、事務取扱要領及び会長専決基準を定めることと、その内容について説明いたします。

まず、事務取扱要領（案）について説明いたします。4 ページ目をご覧ください。内容については、承認申請の提出書類や承認証の

交付、実績報告等に係る事務上の取扱いについて規定するものです。概要を説明します。

第1の承認の申請については採捕の20日前までに申請し、採捕計画や大会概要、関係漁協の同意書、使用する船舶の検査証の写しを添付することとなっています。

第2から第4につきましては、承認した際の承認証の様式や変更が生じた際の手換え、再交付について様式等を規定しています。

第5では採捕終了後の承認証の返納、第6では指示案でも説明しましたが採捕終了後の実績報告を規定しております。5ページから9ページまでがそれぞれの様式となっております。

こちらについても前回のものから変更を加えておりません。

続きまして、10ページ目をご覧ください。会長専決基準の（案）でございます。承認事務を円滑に進めるため、事務取扱要領に加えて、会長の専決事項を定めるものです。それでは概要を説明いたします。

1 採捕する水産動物の種類ですが、トローリング大会についてはカジキ類のみ、ひき縄を行わせる遊漁船業者については、関係漁協の同意が得られた魚種としています。

2 採捕の区域は白浜町市江崎南西の線と新宮市の熊野川河口中央から南東の線に挟まれた区域のうち、陸から30マイルまでの海域で、それを越える採捕計画は承認しないものとします。

3 採捕期間は（1）トローリング大会は承認期間は最大1か月間でそのうち採捕できるのは連続5日以内、（2）マイボートは5日以内、（3）遊漁船業者は1年以内の採捕期間で承認しますが採捕日数は5日以内としています。

4 根拠地となる漁港等は大会及びマイボートは解除区域内の漁港等を原則としますが、根拠地が大会本部になっており、出港、帰港が容易に確認できる場合はこの限りではないとしています。

5 トローリング大会及びマイボートの承認に係る関係漁協の範囲ですが、採捕しようとする区域内に漁業権を有する漁協、根拠地沿岸に地先漁業権を有する漁協、根拠地を漁業基地として利用している漁協、解除区域内でカツオ・マグロ類の取扱い実績のある地方卸売市場を開設している漁協となっております。

6 トローリング遊漁船業の承認に係る関係漁協の範囲ですが、遊漁船業者が所属する漁業協同組合、根拠地沿岸に地先漁業権を有する漁協、根拠地を漁業基地として利用している漁協、解除区域内でカツオ・マグロ類の取扱い実績のある地方卸売市場を開設している漁協となっております。

7 添付書類の様式として、採捕計画や同意書の様式を12ページ、

13 ページに掲載しています。

最後に8その他として、(1)申請すべきトロリング大会の主催者は個人または法人とし、主催者が複数ある一つの大会の場合は代表者が申請することとしています。

また、(2)承認証の書換や再交付等についても新規の承認証交付と同様に会長専決で処理することとしております。

委員会指示(案)や取扱規定等の(案)について前回から内容の変更はしていませんが、説明については以上です。ご審議をよろしくお願い致します。

松村議長

ありがとうございました。ただ今、第2号議案について説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

無いようですので、お諮りしたいと思います。第2号議案につきましては、原案どおり委員会指示を発動することとしてよろしいでしょうか。また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、事務局に一任することとしてよろしいか、併せてご承認願います。

(異議なしの声)

続きまして、次に第3号議案として、その他となっておりますが、報告事項等があれば、お願いします。

山田書記

議長。

松村議長

どうぞ。

山田書記

ただいま、第2号議案でひき縄釣りに関する委員会指示をご審議いただきましたが、新たに第23期の委員会が開始されたこともあり、この機に現在発出中の委員会指示について簡単にご説明させていただければと考えますがよろしいでしょうか。

松村議長

ただ今、事務局から、現在、発出中の委員会指示について概要説明をしたいとの提案がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局から説明をお願いします。

山田書記

ありがとうございます。それでは、資料3をご覧ください。1ページ目に現在発出中の委員会指示の一覧がございます。委員会指示は資源保護上あるいは漁業調整上必要と認められることについて漁業者のみならず一般の人にも効力が及ぶ指示で、現在7件の委員会指示が発出されております。2ページ目以降は委員会指示の本文そのものでございますので、今回は1ページ目の一覧表の上から順に概要を説明させていただきます。

まず、1番目の「ひき縄釣による水産動物の採捕について」は先ほどご審議いただきました、遊漁者等によるひき縄釣りに関する指示でございますので、概要説明は省略させていただきます。

次に2番目の「小型機船底びき網の操業について」でございますが、これは加太の共同漁業権区域の一部と底びき網漁業の許可区域の一部が重複していることにより生じた問題に対するもので、共同漁業権の適正な行使や海上での紛争防止のための指示でございます。従来より加太漁協と底びき網所属漁協は、協定により重複区域で底びき網漁業の操業を行わないこととなっておりますが、近年は一部無協定となっており、トラブルも継続しておりました。令和5年に加太漁協から和歌山県議会に重複区域で底びき網漁業の操業を禁止するよう請願書が提出され、議会の農林水産委員会において、関係漁協及び海区漁業調整委員会において話し合うことが望ましいとされました。本委員会では昨年度小委員会を設置し、協議を重ねたうえで重複区域における底びき網漁業の操業を禁止する指示を発出しています。有効期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日となっておりますが、現在関係漁協間で協定締結に向けて調整を進めているところです。

次に3番目の「まき餌船釣り等の禁止について」でございますが、これは平成21年に和歌山県漁業調整規則が改正され、遊漁者によるまき餌が解禁された際に、遊漁でまき餌釣りをされると漁業に悪影響が懸念される一部の漁場において、区域、期間を定め遊漁によるまき餌船釣りを禁止しているものでございます。有効期間は令和7年4月24日から令和8年4月23日となっております。

次に4番目の「ウミガメの採捕等について」でございますが、これはウミガメ類はワシントン条約により絶滅危惧種として指定されており、商業目的の国際取引は禁止となっております。このため、商取引ではなく、従来、食習慣のある地域での食用採捕や試験研究、

資源保護の目的に限って種類や採捕数に制限を設けたうえで委員会指示による承認制として採捕を行うものでございます。有効期間は令和7年5月16日から令和8年5月15日となっております。

次に5番目の「増殖場におけるイサキの資源保護について」でございしますが、これは日高地区および田辺・白浜地区にイサキの増殖場が整備されてございますが、その増殖効果を高めるために資源保護の観点からその周辺を禁漁にしているものでございます。日高地区は平成21年から、田辺・白浜地区は平成22年から指示を發出しております。有効期間は令和7年1月1日から令和8年12月31日となっております。

次に6番目の「底生水産動植物の採捕禁止について」でございしますが、これは和歌山下津港湾の区域内には漁業権が設定されていない区域が3か所あり、平成の末期に県外の漁業者が素潜りにより底生水産動植物を繰り返し採捕する事案が発生しました。漁業権がないとはいえ地元の漁業者による底生生物の利用は行われているため、資源保護上や漁業秩序維持の観点から、委員会の承認を受けた者以外はその区域での潜水による底生水産動植物の採捕を禁止しているものでございます。有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日となっております。

次に7番目の「イサキ資源保護のためのまき網漁業の操業制限」でございしますが、これは平成17年にまき網によってイサキが大量に漁獲されたことに端を発します。イサキは一本釣り等本県沿岸漁業の重要な漁獲対象種となっております。これに対し、まき網は知事許可漁業となっておりますが漁獲対象種にイサキは含まれておりません。そのため当委員会では小委員会を開催し、平成18年にイサキを漁獲した場所やつきいそ漁業権の場所などを考慮し4つの区域においてイサキの産卵時期である5から6月にかけてまき網の操業を禁止するものです。有効期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日となっております。

以上、7件が現在発出中の委員会指示でございします。今後、委員の皆様におかれましてはこれらの指示につきまして、有効期間が切れる前に、継続等についてご審議いただくこととなりますので引き続きどうぞよろしく申し上げます。今回、ひき縄に関する委員会指示を今期はじめてご審議いただきましたので、あわせて説明をさせていただきます。以上で概要説明を終わります。

松村議長

ただ今、事務局から、現在、発出中の委員会指示について説明がありました。これについては説明のみとさせていただきます。

続いて、その他の議題についてほかに報告等ございせんか。

戸瀬主査

議長。

松村議長

どうぞ。

戸瀬主査

和歌山海区漁場計画の変更に係る手続きにつきまして、説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松村議長

はい、どうぞ。

戸瀬主査

ありがとうございます。和歌山県では水面の総合的な利用を推進し、水面における漁業生産力を発展させることを目的に漁業権を設定しており、和歌山海区漁場計画、以下、漁場計画と言いますが、漁場計画については、一昨年、令和5年5月31日付けで告示し、存続期間を令和5年9月1日からとする共同、区画及び定置漁業権を免許したところ です。

区画漁業権につきましては、令和5年9月1日から令和10年8月31日までを存続期間として、8つの漁業種類で124件を免許したところですが、今般、切り替え以降に環境変化や種苗確保の目途がついた等の事情により、対象海域や漁業種類を新たに設定し、早期に現在の環境や状況に応じた区画養殖を行いたいとの相談がありました。これを受け、県としましても漁場利用の高度化等を図るため、漁業法第62条に基づき漁場計画を変更して、新たに漁業権を設定することを検討しており、海区漁場計画についての免許追加に係る新規要望書が提出されたところでございます。

漁業法第64条において、漁場計画の変更の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならないこととされていることから、今後、漁場計画の変更要望書等提出された関係書類を確認し、資源管理課ホームページにおいて、意見の聴取手続きを行う予定でございます。意見の聴取手続きが済みましたら、漁場計画の変更の案を委員会に諮問させていただくこととなりますが、委員会におかれましては、諮問内容について意見を述べるにあたり、期日及び場所を公示し、公聴会をお開きいただくことになろうかと存じます。漁場計画の変更の案は、次回以降の委員会でお諮りしたいと考えており、諮問を行う前の段階で大変申し訳ございませんが、先に述べましたとおり、現在の状況に応じた操業を早期に開始したいという漁業者の意向がございますことから、諮問後、できるだけ早くに、公聴会の開催をお願いできないかと考えております。

現場漁業者の円滑な操業が行えますよう、各委員の皆様及び事務局におかれましては、公聴会の開催方法を含め、今後の漁場計画の

変更手続きにつきまして、ご配慮を賜れますよう、よろしくお願いいたします。

松村議長

ただ今、県から、新たに区画漁業権を免許するにあたって海区漁場計画を変更する必要がある、できるだけ早期に公聴会を開催するよう要請がありました。公聴会の開催に関する規定はどうなっていますか、事務局から説明願います。

山田書記

説明いたします。漁業法第64条第5項の規定によりますと、委員会は、県から海区漁場計画の案が示された場合、これに意見を述べようとするときは、公聴会を開いて、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者などの利害関係人の意見を聴かなければならないと定められております。

また、公聴会を開こうとするときは、本委員会の「公聴会に関する手続規程」に則り、あらかじめ公聴会開催の決議をしなければならないこと、また、公聴会の少なくとも3日前までに開催日時、場所、意見を聴こうとする案件を県の広報に公示をすることが定められております。

通常の漁業権の一斉切替の際は、まずは県から諮問のあった漁場計画案を本委員会に議案として上程し、公聴会開催についての決議をいただきます。決議をいただきましたら、公示を行った上で、公聴会を開催し、利害関係者の意見を踏まえたうえで答申いただくという流れで行っております。

これに対し、今回県から要請があったのは、現時点ではまだ漁場計画の変更案を作成中であり、諮問がされていない状況ではありますが、今後漁場計画の案ができましたら、できるだけ早期の操業につなげたいことから、諮問後、できるだけ早く公聴会を開催できないかとのことでもあります。

事務局といたしましては、今回の案件ではそれほど多くの漁場の設定が見込まれるものではないことから、県から計画案の諮問があり次第、そののちの委員会にて議案を上程するとともに、その同日に公聴会を開催することが十分可能であると考えます。それによりまして早期の着業につながるほか委員会の効率的な運営にもつながるものと考えます。

また、この場合、開催日時と場所は、事務局で事前調整の上、会長にご決定いただき、併せて「公聴会に関する手続規程」にのっとり3日前までの公示の手続きを行います。

つきましては、このような形で開催してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

松村議長 　ただ今、事務局から公聴会の規定について説明がありました。また、できるだけ早期の操業開始と効率的な委員会運営の観点から、議案の上程と同日に、公聴会を開催してはどうかとの提案がありました。これについて、ご意見・ご質問等はございませんか。

東委員 　議長。

松村議長 　どうぞ。

東委員 　養殖業界は下火で、若い後継者も残らない状況。新しい養殖対象種の導入などで発展できるのであれば、推進してほしいと思う。

松村議長 　ありがとうございます。ほかにございませんか。

それでは、お諮りします。今後、県から区画漁業権に係る海区漁場計画の変更案について諮問があった場合は、議案の上程と同日に公聴会を開催してよろしいでしょうか。また、開催日時、場所については、会長に一任いただけますでしょうか、併せてお諮りします。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

ほかに何かございませんか。

ないようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第23期第3回の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後2時30分 閉会)

以上は審議の内容と相違ないことを認め、記名又は署名の上、押印する。

令和7年8月6日

和歌山海区漁業調整委員会

議　長

署名委員

署名委員